

平川市学校給食センター調理等業務委託企画提案実施要領

平川市では、平川市学校給食センター調理等業務を民間事業者へ委託するにあたり、次のとおり公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により受託候補者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、当該プロポーザルへの参加を希望される場合はプロポーザル参加表明書に必要書類を添付のうえ提出すること。

1. 目的

この要領は、学校給食が教育の一環であることを理解し、今後も安全・安心な学校給食を提供しながら、学校給食業務の運営の合理化を図るため、平川市学校給食センター調理等業務を民間事業者へ委託することとし、その選定にあたっては、民間事業者より「平川市学校給食センター調理等業務委託仕様書」に基づく企画の提案を受け、市の選定基準により審査した上で、受託候補者を選定することを目的とする。

2. 委託業務名 平川市学校給食センター調理等業務委託

3. 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4. 委託業務の概要

- (1) 食材の検収業務
- (2) 調理作業
- (3) 配缶・配送及び回収業務
- (4) 食器、食缶、調理機器、コンテナ等の洗浄・消毒・保管業務
- (5) 安全衛生管理業務
- (6) その他詳細については別紙「平川市学校給食センター調理等業務委託仕様書」による。

5. 委託料の提案上限額

¥449,486,000円（消費税及び地方消費税を含まない5年間の総額）

ただし、この金額は契約予定金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

6. 参加資格要件

(1) 資格要件

本企画提案に参加できる者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 学校給食法第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者
- ② 令和7年11月30日までに、令和8年度に係る平川市入札参加資格審査申請（取扱い種目について営業品目一覧表のその他の業務欄に「給食調理業務」としたもの）に必要な書類を平川市役所財政部財政課管財係（平川市役所本庁舎3階）へ提出し、適正に受理された者。
- ③ 県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者、又は契約後速やかに県内に営業所等を設置することができる者

(2) 参加制限

次に掲げる事業者は当企画提案に参加できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われている者もしくは行われた者。
- ③ 国税、県税及び市税を滞納している者
- ④ 過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策について書面等により適正な食品衛生対応の確認ができる場合はこの限りではない。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団又はその構成員が形成、運営に関係している事業者
- ⑥ 平川市から指名停止を受けている者

(3) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザルの参加表明書の提出日とする。ただし、提出後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

(4) 企画提案に関する留意事項

- ① 参加事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ③ 参加事業者から提出される書類の著作権は原則として書類作成者に帰属するが、当市が必要のある時は、書類の内容を無償で利用できるものとする。
- ④ 提出された書類は返却しない。また、当市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。

7. 実施に関するスケジュール（予定）

日 時	内 容
令和 7 年 10 月 2 日	企画提案実施要領等の公表
10 月 15 日	説明会参加申込み締切日
10 月 17 日	企画提案実施要領等説明会
10 月 20～24 日	企画提案実施要領等に関する質問受け
10 月 31 日	質問に対する回答
11 月 11 日	企画提案参加表明書の受付期限
12 月 5 日	企画提案書類の提出期限
12 月 16 日	プレゼンテーションの実施（日程詳細は別途通知） 企画提案内容を審査、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定
12 月 17～19 日	企画提案内容審査結果の通知・公表 優先交渉権者と交渉、委託業務内容を協議
12 月 22～25 日	優先交渉権者と協議内容及び契約内容を確認
令和 8 年 1 月上旬	業務委託契約締結
1 月～	業務開始に向けた委託事業者との調整
2 月～3 月	業務委託開始に向けた準備・調理員の移管手続き
4 月 1 日～	委託業務開始

8. 企画提案の手続き

(1) プロポーザル参加事業者説明会

平川市学校給食センター調理等業務委託に係る参加事業者説明会を次のとおり開催するので、企画提案を希望される事業者は、「プロポーザル参加事業者説明会等参加申込書」(様式1)により令和7年10月15日(水)までにファックス、Eメール又は直接持参のいずれかの方法により申し込むこと。

【プロポーザル参加事業者説明会】

日 時 令和7年10月17日(金)

受付：13時30分～ 説明会：14時00分～

場 所 平川市柏木町藤山25番地6

平川市役所本庁舎4階 大会議室2

(2) 実施要領に関する質問

実施要領に関する質問は、令和7年10月20日(月)から10月24日(金)までの間に受け付けます。「質問書」(様式2)に質問内容を記載し、ファックス又はEメールにより照会すること。

質問に対する回答は、令和7年10月31日(金)までに、説明会参加事業者全員に対し、ファックス又はEメールで返信して通知する。

申込・照会先 〒036-0115 平川市新館野木和63番地1

平川市学校給食センター

TEL 0172-44-2835 FAX 0172-43-1856

Eメール kyuushoku@city.hirakawa.lg.jp

(3) プロポーザル参加申込み手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、様式3「プロポーザル参加表明書」に、別紙1「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表」に掲げるNo.1～5の書類を添えて、令和7年11月11日(火)までに平川市学校給食センターへ郵送(同日必着)又は直接持参してください。

(4) 企画提案書等の提出

【提出書類】別紙1「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表」に掲げるNo.(4)～(15)の書類 ※提出書類等の様式は、平川市ホームページに掲載しています。

【提出期限】令和7年12月5日(金)

【提出先】平川市学校給食センター 平川市新館野木和63番地1

【提出方法】郵送(同日必着)又は直接持参してください。

※土曜・日曜・祝日を除く午前8時から午後4時45分まで

【留意事項】・企画提案書作成様式はA4判・縦置き・横書き・左綴じで作成し、下段にページ番号を付してください。既存書類等を添付する必要がある場合は、A3判折り込みも可とします。

・添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。

・「企画提案書に関する提出書類」(様式5～様式13-1)には、会社名及び会社名が特定されるようなマークや商品名等の記載をしないこと。

9. 選考審査

企画提案書を審査するにあたり、参加事業者によるプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行うものとする。

(1) 内容

- ① 企画提案内容に関するプレゼンテーション
- ② 企画提案内容の補足説明
- ③ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に対する質疑応答

(2) 日程、審査方法等

- ① 日時場所 令和7年12月16日（火）（予定）
※開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。
- ② 所要時間 30分以内（質疑応答10分程度含む）※PCの接続等準備時間を除く
- ③ 準備物 必要な機材（PC等）は提案者が用意すること。
※プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。
- ④ 審査方法 提案者ごとに提案書に関する説明等を行い、その後審査員による質疑を行う。
- ⑤ 説明者 出席者は4名以内とする。
- ⑥ 説明方法 提出した提案書で説明を行うことを基本とする。ただし、提案書を補完する資料として、提案者による他の給食センター等における取り組み状況などの紹介なども可とする。
- ⑦ その他 提案者が1者となった場合でもプレゼンテーション審査は行う。
審査結果に関する質問には回答しない。

(3) 選考について

- ① 平川市学校給食センター調理等業務委託業者選考審査委員会

選考に当たっては、別添「平川市学校給食センター調理等業務に係る優先交渉権者選考審査基準」に基づき、平川市学校給食センター調理等業務委託業者選考審査委員会が提案書の審査及びヒアリングを行い、提案内容を公平公正に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

- ② 優先交渉権者

選考審査委員会において選定された優先交渉権者は、平川市と業務委託の仕様並びに価格を協議し、市の決定を受けることにより本業務受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(4) 選考審査基準項目

優先交渉権者の選考審査にあたっては、以下の項目を審査基準とし、別添「平川市学校給食センター調理等業務に係る優先交渉権者選考審査基準」に基づき審査を行う。

- ① 学校給食に関する基本的な考え方

- ・教育の一環としての学校給食をよく理解し、食の面から教育に携わることの重要性を認識し、その目的達成のために努力していること。
- ・学校給食調理等業務を受託する上で、会社の運営方針や取組姿勢などが優れていること。

② 安全衛生管理に関する考え方

- ・「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生マニュアル（厚生労働省）」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っていること。
- ・安全衛生管理に対する知識・認識を有し、実施できる体制が確立されていること。
- ・従業員の健康管理（健康診断・検便等）が確実に実施されていること。

③ 労働安全管理及び調理業務従事者等の採用及び配置に対する考え方

- ・調理及び運転業務従事者の採用及び配置について、平川市に居住する人材を優先的に採用するよう配慮するとともに、委託業務開始以前から調理業務等に従事している調理員の継続的な雇用と賃金水準の確保に配慮していること。

（調理業務従事者の状況については、別紙2「平川市学校給食センター調理等業務従事者の状況」を参照。）

- ・従業員の安全な業務環境に配慮していること。
- ・従業員の休暇取得及び急病やその他急な欠員等に対応できる交代要員の確保やシステムが確立されていること。
- ・従業員に対し、有給休暇の付与及び休暇取得に対する配慮がされていること。
- ・受注者側の指揮命令系統が確立され、発注者からの指示事項が的確に伝達される体制づくりがなされていること。

④ 調理業務従事者の教育に関する考え方

- ・調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・研修体制が確立されていること。
- ・業務開始までの従業員の確保と研修・演習等に取り組む計画が確立されていること。

⑤ 危機管理に対する考え方

- ・異物混入、食中毒等問題発生時の対応策及び危機管理体制が確立されていること。
- ・自然災害発生時の対応策及び本市への協力体制が確立されていること。

⑥ 地域貢献に関する考え方

- ・平川市に居住する者の雇用に努めるなど、事業者として地域に貢献する姿勢が認められること。

⑦ 事業の安定運営

- ・会社の経歴及び経営状況が良好であること。
- ・学校給食等集団給食調理等業務の実績があり、かつ良好に業務運営されていること。

⑧ その他独自の取組み等

- ・学校給食を提供するにあたり、食育、衛生管理及び地産地消に取り組む上で効果があると思われる独自の取組み等を行っていること。

⑨ 提案見積額

- ・提案内容に対して、適正な見積額を提示していること。

（５）審査結果の通知

審査結果は平川市ホームページで公表するとともに、参加事業者全員に文書により通知する。

10. 契約について

- (1) 契約については、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、平川市と優先交渉権者との協議により決定する。
- (2) 契約金額については、(1)の協議により決定した業務委託仕様書に基づき、優先交渉権者と見積り合わせを実施のうえ決定する。
- (3) 優先交渉権者との協議が不調に終わった場合、次点交渉権者と協議する場合がある。

【問い合わせ先】

〒036-0115 平川市新館野木和63番地1

平川市教育委員会 平川市学校給食センター

電 話 0172 - 44 - 2835

F A X 0172 - 43 - 1856

E メール kyuushoku@city.hirakawa.lg.jp

【プロポーザル参加に関する提出書類一覧表】

- ・提出書類は、A4判・縦置き・横書き・左綴じで作成し、様式ごとにインデックスを貼り、下段にページ番号を付してください。既存書類等を添付する必要がある場合は、A3判折り込みも可とします。
- ・添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出してください。
- ・「企画提案書に関する書類」(5)～(14)には、会社名及び会社名が特定されるようなマークや商品名等の記載をしないでください。

No.	提出書類名	提出部数
【プロポーザル参加表明書に添付する提出書類】		
1	定款、寄付行為、規約その他これに類する書類（写）	1部
2	登記事項証明書（全部事項証明）（写）	1部
3	納税証明書（国税・県税・市税）（写）	1部
4	事業者の経営状況を証明する書類（直近2ヵ年の財務諸表） 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書	1部
5	事業者の概要・給食又は大量調理の実績がわかるもの	1部
(1)	様式1 プロポーザル参加事業者説明会参加申込書	1部
(2)	様式2 質問書	1部
(3)	様式3 プロポーザル参加表明書	1部
【企画提案書に関する提出書類】		
(4)	様式4 企画提案書（鑑文）	1部 ^{※1}
(5)	様式5 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	14部
(6)	様式6 安全衛生管理に関する提案書	14部
(7)	様式7 労働安全管理及び調理業務従事者の配置に関する提案書	14部
(8)	様式8 調理業務従事者の教育に関する提案書	14部
(9)	様式9 危機管理に関する提案書	14部
(10)	様式10 地域貢献に関する提案書	14部
(11)	様式11 経営状況及び業務実績に関する提案書	14部
(12)	様式12 その他独自の取組み等に関する提案書	14部
(13)	様式13 提案見積書	15部 ^{※2}
(14)	様式13-1 提案見積に係る積算内訳書	14部
(15)	様式14 欠格事項確認書	1部 ^{※1}

※1 様式4及び様式14は、A4フラットファイルには綴じずに、別に提出願います。

※2 様式13は、1部にのみ提案者名を記名、押印して別に提出していただき、無記名のものをフラットファイルに綴じてください。

平川市学校給食センター調理等業務従事者の状況

【令和元年度】

No.	従事する業務	賃金(月額)	時給換算	人数	労働条件等
1	自動車運転及び給食調理業務 (総括班長)	8,400円	1,084円	1人	○始業、終業時刻 始業:7時40分 終業:16時25分(7時間45分勤務) ○休憩時間:60分 ○時間外労働及び休日労働:無 ○勤務日:月曜日から金曜日までの平日 ○勤務休日:土、日、祝日、 12月29日～1月3日 ○有給休暇:有り ○諸手当:通勤手当 ○賞与:無し ○昇給:無し ○退職金:無し ○定年制:無し ○社会保険の加入状況:健康保険・厚生年金 ○労働災害保険の適用:有り
2	自動車運転及び給食調理業務	7,200円	929円	6人	
3	給食調理業務(班長)	7,000円	903円	5人	
4	給食調理業務(経験5年以上)	6,700円	865円	3人	
5	給食調理業務	6,200円	800円	7人	
6	給食調理業務	月額賃金		3人	※上記のほか、左記のとおり調理業務に従事する職員が3名いたが、令和2年4月からは、平川市学校給食センターに勤務していない。
計				25人	

【令和7年度】(8月1日現在)

No.	従事する業務	人数	労働条件等
1	業務責任者	1人	○始業、終業時刻 始業:7時45分 終業:16時45分(8時間勤務) ○休憩時間:60分
2	調理責任者 兼衛生管理責任者	1人	
3	施設機器責任者	1人	
4	班長	5人	
5	運転員兼調理員	6人	○始業、終業時刻 始業:7時45分 終業:16時30分(7時間45分勤務) ○休憩時間:60分
6	調理員	7人	○始業、終業時刻 始業:7時45分 終業:16時30分(7時間45分勤務)～5人 始業:8時00分 終業:16時30分(7時間30分勤務)～2人 ○休憩時間:60分
7	調理員	6人	○始業、終業時刻 始業:7時45分 終業:12時00分(4時間15分勤務)～2人 始業:8時00分 終業:12時00分(4時間勤務)～1人 始業:13時00分 終業:16時00分(3時間勤務)～3人 ○休憩時間:なし
計		27人	

全員に共通

○勤務日:月曜日から金曜日までの平日

○勤務休日:土、日、祝日、12月29日～1月3日

○有給休暇:有り